

	の利用時間が 8時間を超えた利用の場合			
	超えた利用時間が2時間未満	同右	100円	
長期休業日の利用時間が4時間を超える場合	超えた利用時間が2時間以上3時間未満	同右	200円	
	超えた利用時間が3時間以上4時間未満	同右	300円	
<u>保育体制充実加算</u>	1か所当たり年額	1,446,200円	※新規追加	
就労支援型施設加算	1か所当たり年額	同右	1,383,200円	

#### 備考

- 1 当該事業の年間延べ利用幼児数が2,000人以下の施設の基本分の平日基準額(幼児1人当たり日額)は、この表に定める額にかかるらず、1,600,000円を年間延べ利用幼児数で除して得た額(この額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。)から400円を減じた額とする。
- ※新規追加
- 2 保育体制充実加算は、次の各号に定める要件を満たす施設に加算する。
- (1) 平日及び長期休業中の双方において原則11時間以上(平日については教育時間を含む。)の預かりを実施していること又は平日及び長期休業中の双方において原則9時間以上(平日については教育時間を含む。)の預かりを実施するとともに、休日において40日以上の預かりを実施していること。
- (2) 年間延べ利用幼児数が2,000人を超える施設であること。
- (3) 第14条第2号「附則第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」及び第3号の規定に基づき配置する職員(以下「教育・保育従事者」という。)をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者とすること。ただし、当該教育・保育従事者の数は、2人を下ることができないこと。
- 3 就労支援型施設加算は、次の各号に定める要件を満たす施設に加算する。ただし、第3号に定める職員の配置月数(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合の加算額は、1か所当たり年額を691,600円とする。
- (1) 平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む。)の預かりを実施していること
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第42条に規定する連携施設になっていること
- (3) 当該事業の事務を担当する職員を追加で配置すること
- (2) (1)以外の幼児分 下表に定める基準額により算出した年間合計額

区分	基準額		
		改正後	改正前
基本分	幼児1人当たり日額	同右	800円
長時間加算 えた利用の	8時間を超えた利用時間が2時間未満	同右	150円